

別紙 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

私は、次に掲げる事項について誓約します。

- 1 私は、東海村わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱第9条の規定による報告及び立入調査を茨城県又は東海村から求められた場合には、それに応じます。
- 2 私は、次に掲げる事由に該当する場合は、東海村わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱第8条第1項の規定による返還の求めに応じ、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請又は不正な手段により移住支援金の交付を受けた場合：全額
 - (2) 申請日から3年未満に転出した場合：全額
 - (3) 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 「わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業 実施要領」に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 申請日から3年以上5年以内に転出した場合：半額
- 3 移住支援金の支給を受けた後に実施される東海村からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはしませんが、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。
- 4 私（世帯員を含む。）は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。